

お客様各位

平素は格別のお引き立てをいただきありがとうございます。

令和2年4月7日安倍首相より「接触8割減を」を基に、“緊急事態宣言”が発令され、感染が急拡大している関東四都県と、大阪・兵庫・福岡が対象とされ、実施期間を4月7日から5月6日までの期間で外出自粛や営業休止を要請する運びとなりました。

私共の事務所においても対象地域に該当し、少なくともこの期間の対応を考えざるを得なくなりました。

私を含め、私の事務所のスタッフも原則「お客様への訪問」を前提としており、これは今後も変わりませんが、お客様の中には感染の心配、不安をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。又、私どもも何らかの原因で感染し、知らず知らずのうちにお客様に感染させてしまうのではないかという不安が、少なからずあるのも事実です。

従って、すでに訪問を予定させていただいてるお客様、今後訪問予定を取るために連絡を差し上げるお客様に対し、訪問前に「訪問させていただいてよろしいでしょうか」とお尋ねさせていただきます。ご心配や不安がございましたらご遠慮なくお申し出ください。改めて、それに代わる対応を考えさせていただきます。よろしく願いいたします。

私をはじめスタッフも感染には細心の注意を払って訪問するつもりですが、不安を完全に解消できないのも事実です。ご遠慮なくお申し付けください。

現在のところ、私を含めスタッフ全員、感染者は一人もおりませんので、ご安心ください。

何卒、ご理解ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

令和2年4月8日 税理士 森田 茂伸